

調達件名：令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式

項	意見・質問	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
1	意見	要件定義書	3	1.1.			3	「GSS ネットワークに他の事業者により拠点、機器また機能の拡張、追加等の変更がなされた場合、受注者は変更等を行った事業者と連携し変更内容を対象に含めて業務を継続すること。」こちらは機器または機能の拡張、追加があった場合は都度契約金額の見直しを行うこととするを追加検討をお願いします。	機器または機能の拡張、追加が明確ではないため、変更時に都度契約金額の見直しが必要のため	追加、変更に係る想定工数の参考として、閲覧資料に過去実績工数を記載いたします。詳細は閲覧資料をご参照ください。 なお、仕様書詳細化を目的として、以下のとおり修正いたします。 「GSS ネットワークに他の事業者により拠点、機器また機能の拡張、追加等の変更がなされた場合、当庁と協議の上、受注者は変更等を行った事業者と連携し変更内容を対象に含めて業務を継続すること。」
2	意見	要件定義書	3	1.1.			3	「定期点検、予防保守等、ハードウェアの異常の確認や予防を行う。障害発生時には、当庁、または運用保守事業者からの要請により機器等交換等作業を行う。」定期点検及び予防保守は都度契約を行うこととするを追加検討よろしくお願いたします。	定期点検及び予防保守は予定外の保守となるため、都度契約を検討お願いします	ご意見を踏まえ、定期点検及び予防保守の頻度を明確にするため、以下のとおり修正いたします。 「保守対象機器について、年に1度、異常の確認及び予防を目的として、現地において定期点検及び予防保守を実施する。」
3	意見	要件定義書	3	1.1.			3	「GSS ネットワークにおいて使用されるサブスクリプション型サービスに対して、利用状況等の確認やライセンス管理、必要な設定作業等を行う。」必要な設定は都度契約を行うこととするを追加検討よろしくお願いたします。	サブスクリプションライセンス型サービスの変更は発生頻度及び回数不明のため、設定変更が必要な際は、都度契約の検討をお願いします	サブスクリプション型サービス利用状況等の確認やライセンス管理は常時実施されることを想定しております。 また、サブスクリプション型サービスに関する必要な設定作業とは、初期導入時における設定作業の他、年1度程度の定期点検等予防保守に基づく設定変更、障害発生時における設定作業等をご想定ください。
4	意見	要件定義書	6	2.1.	(5)		3	「接続先の各府省側でのNW更改や、各府省のGSS統合時等、NW構成に追加・変更の必要性が発生した場合、受注者は当庁と協議の上、柔軟な対応が可能となるように体制整備を行うこと。なお、対応に伴い、当該契約の保守対象機器の一覧等について、更新を行い、第3章に定める保守対応を行うこと。」また、本件における保守対応の費用は追加契約として契約金額の見直しを行うものとするを追加検討よろしくお願いたします。	接続先の各府省側でのNW更改や、各府省のGSS統合時等、NW構成に追加・変更の発生頻度及び規模が不明確のため、追加契約の検討をお願いします	該当箇所に記載のとおり、当庁と協議の上実施するものとしております。

調達件名：令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式

項	意見・質問	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
5	意見	要件定義書	6	3.2.2.1	(2)		3	「各地点に拠点ゲートウェイ機器を設置すること。なお、各地点に係る詳細情報は閲覧資料にて確認すること。」また、本件における拠点ゲートウェイ機器設置に係る費用は追加契約として契約金額の見直しを行うものとする追加検討よろしくをお願いいたします。	拠点ゲートウェイ機器の設置の発生頻度及び規模が不明確のため、追加契約の検討をお願いします	拠点ゲートウェイ機器の設置に係る詳細については、閲覧資料をご参照ください。
6	意見	要件定義書	6	3.2.2.1	(2)		3	「設置した拠点ゲートウェイ機器を GSS ネットワークに接続するとともに、別途構築する各省庁用ネットワークが GSS ネットワークと接続可能となるように設定すること。なお、設定に伴う設計や調整作業も併せて実施すること。」また、本件における設計や調整作業の費用は追加契約として契約金額の見直しを行うものとする追加検討よろしくをお願いいたします。	設定に伴う設計や調整作業の発生頻度及び規模が不明確のため、追加契約の検討をお願いします	拠点ゲートウェイ機器の設置に係る詳細については、閲覧資料をご参照ください。
7	意見	要件定義書	8	3.2	(1)		3	「データセンターを除いて保守作業は、原則として業務日 9:00～18:00 とするが、業務影響等の理由により、その他の日程での保守作業の場合は事前に当庁と調整すること。」業務日以外での保守作業の場合は別途費用を協議できるものとする追加検討よろしくをお願いいたします。	個別対応となるため、契約外範囲としてスポット契約の検討よろしくをお願いいたします。	ご意見を踏まえ、その他記載と平仄を合わせる形で、以下のとおり修正いたします。「データセンターを除いて保守作業は、原則として業務日9:00～18:00 とするが、業務影響等の理由により、その他の日程での保守作業の場合は事前に当庁と協議すること。」
8	意見	要件定義書	8	3.2	(4)		3	「ガバメントソリューションサービスで使用したハードディスク等の電磁的記録媒体について、保守交換や機器の破棄等による外部への持ち出しは認めないこととする。ただし、特別な理由があり当庁の承認を得て止むを得ず持ち出す場合は、予め機器の破棄等によるデータ消去はツールで実施すること。」対象はサーバ及びストレージ製品を対象とし、ネットワーク機器はこの限りではないと追加検討をお願いします	ネットワーク機器に搭載のSSD等は取外し事ができないため、また筐体を分解して取り外した場合はメーカ保守を受けられなくなるため	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。「本件契約に係る機器等の保守交換に当たっては、原則、オンサイトでの保守を行うこと（原則、当該機器の持ち出しを認めない。）」。ただし、保守のためやむを得ず外部への持ち出しが必須である場合は、当庁の承認を得て持ち出すこと。この場合においても、機器の破棄等を実施する等、データ消去を行ってから持ち出すこと。なお、機器の破棄等によらずにデータ消去を実施する場合、必ず、ツール等を用いてデータ消去すること。加えて、ネットワーク機器において持ち出し前のデータ消去ができない場合は、当庁と協議の上で対応を決定すること。」
9	意見	調達仕様書 別添資料 3	14	6.3			3	「当庁は、受注者が 5.1 の業務改善等対応を実施したにも関わらず、同一の原因に基づくサービスレベル未達が発生した場合、当該月における本サービス全体に係る月額費用を上限とした賠償請求をすることができる。なお、請求額については、月額費用に障害が発生した日数を乗じ当該月の日数で除した額とし、当庁及び受注者が協議の上決定する。」に加えて受注者側の責務に関わらない場合はこの限りではないを追加検討をお願いします	受注者側に瑕疵がなく、環境要因等の外的要因の場合は賠償責任は負いかねるため	別添資料 3_SLA項目一覧の「4. 免責事項」において、受注者の責務に関わらないサービス停止は、免責としております。
10	質問	調達仕様書	5	4.3.	(1)		1	「受注者は、本調達の契約期間開始前の運用業務を実施する事業者から、必要な情報に係る引継ぎを受け、GSS が提供するサービスを継続して運用可能とすること。」とあるが現行事業者と同じ運用をする必要がありますでしょうか	運用方法を明確にするため	プロジェクト実施計画等において当庁と合意した内容であれば、必ずしも、現行事業者と同じ運用を実施いただく必要はございません。

調達件名：令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式

項	意見・質問	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
11	質問	調達仕様書	5	4.3.	(2)		1	「受注者は、本調達の契約期間終了後の運用業務を実施する事業者に対して、必要な情報を文書として準備することにも、GSSが提供するサービスを継続して運用可能とするよう、円滑に引継ぎを行うこと。」次期事業者は受注業者と同じ運用をする必要がありますでしょうか	運用方法を明確にするため	次期事業者に求める業務仕様は、本件調達仕様で記載するものではありません（受注者は次期事業者に求める業務仕様を踏まえ引継ぎを実施いただく必要はございません）。
12	質問	調達仕様書	6	4.4.			1	「情報資産管理標準シートを提出すること。提出は年に1度程度を想定しているが、具体的な提出時期は当庁と協議すること。」提出方法及び提出回数及び提出時期を指定お願いします。	情報資産管理標準シートの提出を明確にするため	令和6年度においては以下のとおりですが、詳細は当庁からの指示に基づきご対応いただくことを予定しております。 提出方法：Excelファイル等による提出 提出回数：年に1度程度 提出時期：2～3月
13	質問	調達仕様書	7	4.4.	(2)		1	開発・運用 「最大何回申請員、再委託総額、累計契約額（前年度まで）、年度契約金額を提示すること。」再委託先は何回まで許可いただけるのでしょうか	仕様を明確にするため	再委託の申請に当たっては、仕様書内の「9.再委託に関する事項」をご参照ください。
14	質問	調達仕様書	7	4.4.	(2)		1	支援 「最大何回申請員、再委託総額、累計契約額（前年度まで）、年度契約金額を提示すること。」再委託先は何回まで許可いただけるのでしょうか	仕様を明確にするため	再委託の申請に当たっては、仕様書内の「9.再委託に関する事項」をご参照ください。
15	質問	調達仕様書	10	6.1.	(6)		1	「適切な措置が講じられていることを確認するため、履行状況の定期的な報告を行うこと。また、必要に応じて当庁による実地調査が実施できること。履行状況が不十分である場合は、当庁と協議の上、改善策を実施すること。なお、当庁による実地調査により、受注者側で事前準備及び事後作業に係る費用については、受注者負担とすること。」定期的な報告回数と時期を指定お願いします	仕様を明確にするため	適切な措置が講じられていることを確認できる頻度でご報告いただくことを予定しており、年一回程度を想定しております。なお、詳細はプロジェクト実施計画等において当庁と合意した内容に基づきご対応いただくことを予定しております。
16	質問	調達仕様書	18	9.2.	(1)		1	「再委託の相手方の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属、保有資格、実績、国籍等に関する情報」保有資格は再委託の企業が所有する資格になりますでしょうか	仕様を明確にするため	記載箇所は、「作業要員」が所有する資格を指します（再委託の企業が所有する資格ではありません。）。
17	質問	要件定義書	3	1.1.			1	「GSS ネットワークに他の事業者により拠点、機器また機能の拡張、追加等の変更がなされた場合、受注者は変更等を行った事業者と連携し変更内容を対象に含めて業務を継続すること。」機器または機能の拡張、追加はこの位ありますでしょうか	仕様範囲を明確にするため	追加、変更に係る想定工数の参考として、閲覧資料に過去実績工数を記載いたします。詳細は閲覧資料をご参照ください。 なお、仕様書詳細化を目的として、以下のとおり修正いたします。 「GSS ネットワークに他の事業者により拠点、機器また機能の拡張、追加等の変更がなされた場合、当庁と協議の上、受注者は変更等を行った事業者と連携し変更内容を対象に含めて業務を継続すること。」
18	質問	要件定義書	7	3.2.2.1	(4)		1	GSS ネットワークへの接続においては、デジタル庁が手配する光ケーブルを利用すること。別途当庁が指定する接続パネルと機器を設置するラック間に光ケーブルを敷設するため、本作業においては、当該接続パネル及び機器を設置するラック内において光パッチケーブルを準備し接続すること。同一ラック内は含みますが、隣接するラックについては光パッチケーブルの準備は対象外の認識でよろしいでしょうか	仕様範囲を明確にするため	ご認識のとおり、隣接するラックにに係る光パッチケーブルの準備は本契約の対象外となります。
19	質問	要件定義書	8	3.2	(5)			「ガバメントソリューションサービスで使用したハードディスク等の電磁的記録媒体について、保守交換や機器の破棄等による外部への持ち出しは認めないこととする。ただし、特別な理由があり当庁の承認を得ず持ち出す場合は、予め機器の破棄等によるデータ消去はツールで実施すること。」データ消去ツールの指定はございますでしょうか	仕様を明確にするため	特段の指定はございません。 なお、選定に当たっては、調達仕様書記載のセキュリティに関する事項を前提としたものとしていただく必要があります。

調達件名：令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式

項	意見・質問	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
20	質問	要件定義書	10	5.1	(2)			「ハードウェアなどの故障や機器の交換などにより生じた各種設定などの復旧には、当庁と協議の上、事前に保管したバックアップを用いること。」バックアップはデジタル庁で保管管理して提供いただける認識で間違いありませんでしょうか	仕様範囲を明確にするため	バックアップについては受注者で管理をしていただくことを想定しておりますので、ご質問を踏まえ、以下のとおり記載を詳細化いたしました。 「ハードウェアなどの故障や機器の交換などにより生じた各種設定などの復旧には、当庁と協議の上、事前に保管したバックアップを用いること。なお、契約時における設定バックアップについては、本契約後において、当庁から引き渡しを行うため、受注者にて保管を行うこと。また、契約期間中に機器の設定内容に変更が生じた場合においても、当庁又は運用事業者から設定バックアップを提供するため、受注者にて保管を行うこと。」
21	質問	要件定義書	10	5.3				保守対象機器に係る、以下に示す情報について、能動的に最新情報を入力することに努め、把握でき次第、必要な情報について遅滞なく当庁及び運用事業者へ報告すること。」情報提供までが範囲であり、セキュリティパッチの保守対象機器への適用は本件契約外の認識で間違いありませんでしょうか	仕様範囲を明確にするため	ご認識のとおり、セキュリティパッチの保守対象機器への適用作業は、本契約対象外となります。
22	意見	令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式_調達仕様書					4	機器保守調達において、建設工事を伴う作業が見込まれる場合は、仕様書に以下の建設工事契約に係る記載をお願いいたします。 「本調達で建設工事が必要とする場合は、デジタル庁と協議の上、建設工事の金額や工事内容、工事期間等、建設工事に係る契約に必要な手続きを実施すること。」	建設工事に係る有資格者の配置等を検討する必要があるため、且つ建設業法に則り必要な契約手続きを行う必要があるため。	本契約において建設工事を伴う作業は見込んでおりません。
23	質問	令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式_調達仕様書_別添資料1_要件定義書	4	1	4		1	府省庁のGSS移行に伴い、機器等の増設や継続拡張がされるものと想定しております。その場合、本調達の公告時点から対象機器が増える可能性があると考えておりますが、本調達の保守対象機器としては、調達公告にて掲載される「保守対象機器一覧」を対象とする理解でよろしいでしょうか。	見積範囲を明確化するため。	ご理解のとおりです。
24	質問	令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式_調達仕様書_別添資料1_要件定義書	6	2	2	1	1	拠点ゲートウェイ機器の構築構築にあたり、対象となる拠点情報をご教示いただけますでしょうか。 また、導入する拠点ゲートウェイ機器については、ネットワーク構成が確定しないと機器選定が出来ない為、機器購入や機器保守費用は含まない理解でよろしいでしょうか。	見積範囲を明確化するため。	対象となる拠点情報及び導入する拠点ゲートウェイ機器については、閲覧資料をご参照ください。 また、導入する拠点ゲートウェイ機器については、機器購入は含まず、保守費用は含まれます。
25	質問	令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式_調達仕様書_別添資料1_要件定義書	6	2	2	2	1	拠点GW機器を対象とした設計、設定、試験と認識しましたが、対向接続するGSSデータセンター側の該当機器への設計、設定変更及び試験等の対応は、運用事業者にて実施頂く理解でよろしいでしょうか。	見積範囲を明確化するため。	ご認識のとおり、対向接続するGSSデータセンター側の該当機器の対応は、本契約対象外となります。

調達件名：令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式

項	意見・質問	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
26	質問	令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式_調達仕様書_別添資料1_要件定義書	7	2	2	4	1	拠点GW機器を設置するラック内にデジタル庁様にて接続パネルをご用意頂くものと認識しましたが、該当拠点の構内配線もデジタル庁様にてご準備頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	見積範囲を明確化するため。	拠点の構内配線は受注者の業務範囲外です（当庁において実施。）
27	質問	令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式_調達仕様書_別添資料1_要件定義書	8	3	2	2	1	障害に関する連絡受付は、業務日9:00～18:00とされておりますが、既存契約の中には、データセンター内機器以外にも24/365オンサイト受付の機器も含まれております。本調達では、データセンター内機器を除く全ての機器を平日9:00～18:00受付とする認識でよろしいでしょうか。	見積範囲を明確化するため。	ご質問を踏まえ、以下のとおり修正（併せて、記載箇所を5.1.(4)へ移動）いたしました。「障害発生時における対応時間等の詳細については、別添資料3_SLA項目一覧を参照すること。」
28	質問	令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式_調達仕様書_別添資料1_要件定義書	10	5	1	2	1	ハードウェア故障時の機器交換に於いて、オンサイト保守対象となる機器については、機器保守事業者にて交換機へのコンフィグ投入を実施し、現地オンサイト交換を行う認識でよろしいでしょうか。	認識合わせのため。	ご認識のとおりです。
29	質問	令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式_調達仕様書_別添資料1_要件定義書	12	6	2		1	GSSDCの移転に伴う対応について、移転期間中に保守問合せする場合もあるため、その期間についても滞りなく保守をするという理解でよろしいでしょうか。	見積範囲を明確化するため。	ご認識のとおりです。
30	質問	令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式_調達仕様書_別添資料1_要件定義書	12	6	2		1	GSSDCの移転に伴う対応について、移設後の機器の正常性確認等は、GSS運用事業者にて実施頂く理解でよろしいでしょうか。	見積範囲を明確化するため。	移設後の機器の正常性確認は、当庁が別途調達を行う事業者にて実施することを想定しております。ご質問を踏まえ、以下のとおり詳細化いたしました。「令和7年度において、デジタル庁が管理を行うデータセンター内の機器の一部について移設を予定している。移設作業は、機器の正常性確認を含め、別途調達を行うことを予定していることから、円滑な移設作業が実施できるように、受注者は当該移設作業を実施する事業者（以下、「移設事業者」という。）と連携すること。なお、上記の正常性確認後の機器の保守は、受注者が引き続き実施する。移設の対象となる機器の詳細については、別途資料閲覧時に提示する機器一覧等にて確認を行うこと。」
31	質問	令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式_調達仕様書_別添資料3_保守引継手順書					1	保守引継ぎに関して、保守移管するにあたり必要なコスト、保守内容を変更する必要があるケース、および、迅速かつ柔軟な保守対応するため、保守業者を変える等の必要がある場合は、受注者の負担で本調達の範囲で対応するという理解でよろしいでしょうか。	見積範囲を明確化するため。	ご理解のとおりです。

調達件名：令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式

項	意見・質問	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
32	質問	令和7年度ガバメントソリューションサービスの機器構築及び保守等一式_調達仕様書_別添資料4_成果物一覧				3	1	ガントチャート（進捗管理表）について、機器構築（拠点ゲートウェイ機器の構築）の成果物として理解しておりますが、認識あいまいでしょうか。	認識合わせのため。	ご認識のとおり、機器構築の要件に係る成果物として、ガントチャートを想定しております。
33	質問	調達仕様書_別添資料1_要件定義書	3	1	1		1	本調達の契約期間に合わせ、機器保守やライセンスの継続契約が必要と認識しました。 保守対象機器の中には、契約期間中にEoLとなる機器等も存在する可能性もあると想定しておりますが、調達時点で後継機の情報が明らかになっていない場合は、EoL後の機器保守・ライセンス費用の積算が困難と考えております。契約期間中のEoL情報が出ている機器については、EoLまでの保守期間を見積対象とすることでよろしいでしょうか。	見積範囲明確化のため。	ご質問を踏まえ、別添資料1_要件定義書の「3.1.(6)」に記載を追加いたしました。「提案書提出時において、保守対象機器のうち契約期間内にEOL/EOSLが到来することが判明している機器がある場合、当該機器の保守期間はEOL/EOSLの到来までとし、これ以後の対応については、契約後において速やかに当庁と協議すること。」
34	質問	調達仕様書別添資料1_要件定義書	4	1	4			保守対象機器等の記載がございますが、本調達における保守対象機器は、台数規模（総計約10,000台）及び別途資料「保守対象機器一覧」に記載の機器から増加の想定はございますでしょうか。資料の内容に変更があった場合の対応についてはどのような想定でしょうか。	保守対象機器を把握したため。	本調達における保守対象機器の範囲は、仕様書及び閲覧資料「保守対象機器一覧」のとおりです。
35	質問	調達仕様書別添資料1_要件定義書	8	3	2		(7)	「職員による交換が容易な機器及び別途定めるセンドバック保守機器については、当庁と協議の上、手順などを定め、先出センドバックでの交換対応とすること。」とありますが、具体的に交換を実施した先出センドバック対応として想定している機器、もしくは先出センドバックとして対応した実績のある機器はございますでしょうか。	オンサイト業務を設計するにあたり、必要な要件を確認させていただきたいため。	想定機器及び実績のある機器は閲覧資料にてお示ししますとおります。 なお、ご質問を踏まえ、以下のとおり記載を詳細化いたしました。 「サードパーティ製品のうちセンドバック保守ありとしているものについては、当庁と協議の上、先出センドバックと同様の対応ができるように対応すること。なお、対象となる機器及び保守フロー詳細については、閲覧資料を参照すること。」
36	質問	調達仕様書別添資料1_要件定義書	10	5	2			「受託者は、以下の基準を満たす災害等が発生した際、障害等が生じた場合においては、直ちにデジタル庁へ必要事項を報告すること。」とありますが、各種通信手段が使用できない状況の場合について、貴庁への報告はどのように進めればよろしいでしょうか。 また、「なお、1時間以内に災害等に基づく障害報告無の場合、暫定的に障害が無いものとみなす。」との記載もございますが、大規模災害時に1時間以内に正常性の確認が困難な場合も想定されるため、報告のフロー及び別列等の想定はございますでしょうか。	大規模災害時には、正常性の確認が困難な場合も想定されるため、そのような場合の対応方法について確認させていただきたいため。	災害等の状況に応じて対応することとなりますが、各種通信手段が使用できない状況の場合は現地参集（対面）でのご報告を想定しております。 また、1時間以内に正常性の確認が困難な場合においては、1時間以内にその旨のご報告をいただいたうえで、引き続き正常性の確認を継続いただき、確認でき次第ご報告いただくことを想定しております。 なお、報告のフローを含め、具体的な対応については契約後において当庁と協議の上、含意いただけます。
37	質問	調達仕様書別添資料1_要件定義書	10	4	1			障害発生時等において、デジタル庁様へ監視ログ等の提出は必要になりますでしょうか。また、障害復旧後における正常性確認の結果等もご報告が必要であるという認識でよろしいでしょうか。	障害発生時における業務の詳細を確認したいため。	ご認識のとおりです。 ご指摘を踏まえまして、以下のとおり追記いたします。 「なお、障害発生時においては、原因調査に係る各監視機器のログ取得を実施し、当庁及び運用事業者へ提供を行うこと。また、障害発生における対応後において、正常性確認として、該当の機器の異常検知がされていないことを確認し、当庁及び運用事業者へ報告を行うこと。」